

## キャリアパス導入促進事業【30年度拡充】

## 【事業内容】

介護キャリア段位制度を活用し、レベル認定者に対する認定手当相当額を支給した事業所に対し補助

## 【年間補助額】

○レベル認定者1人当たり年50万円まで

○1事業所当たり年200万円まで(レベル認定者4名まで年50万円×4名)

※1事業所当たりの補助対象者数の上限(4人)を撤廃(条件あり)(上限額は変更なし)

## 【補助期間】

原則として、レベル認定者を初めて輩出した年度から起算して3年間

※上記補助期間内に新たにレベル認定者を輩出した場合、最長で5年間まで延長

## 【補助条件】

○レベル認定者及びアセッサーへの手当相当額の支給 等

## 専門人材育成・定着促進助成金【30年度新規】

## 【事業内容】

キャリアパス導入促進事業を3年間継続した事業所が、離職率が改善等した場合に一定額を補助

## 【年間補助額】

○レベル認定者数2名以下の場合 90万円

○レベル認定者数3名以上の場合 180万円

## 【補助条件】

○キャリアパス導入2年目、3年目の離職率の平均が、導入前2年間の離職率の平均と比較して改善していること 等

## アセッサー講習受講支援

## 【事業内容】

介護キャリア段位制度で評価者(アセッサー)の資格を職員に取得させる事業者を支援

## 【年間補助額】

1人当たり年20,110円まで

## 【補助条件】

○アセッサー講習の修了

○アセッサー講習の修了後、2か月以内に1名以上の被評価者について評価を開始すること

## 人事制度改善等支援【30年度新規】

## 【事業内容】

○専門家による集合研修、個別相談等の機会を提供することで、各事業所に合った賃金体系、研修体系等の導入を支援

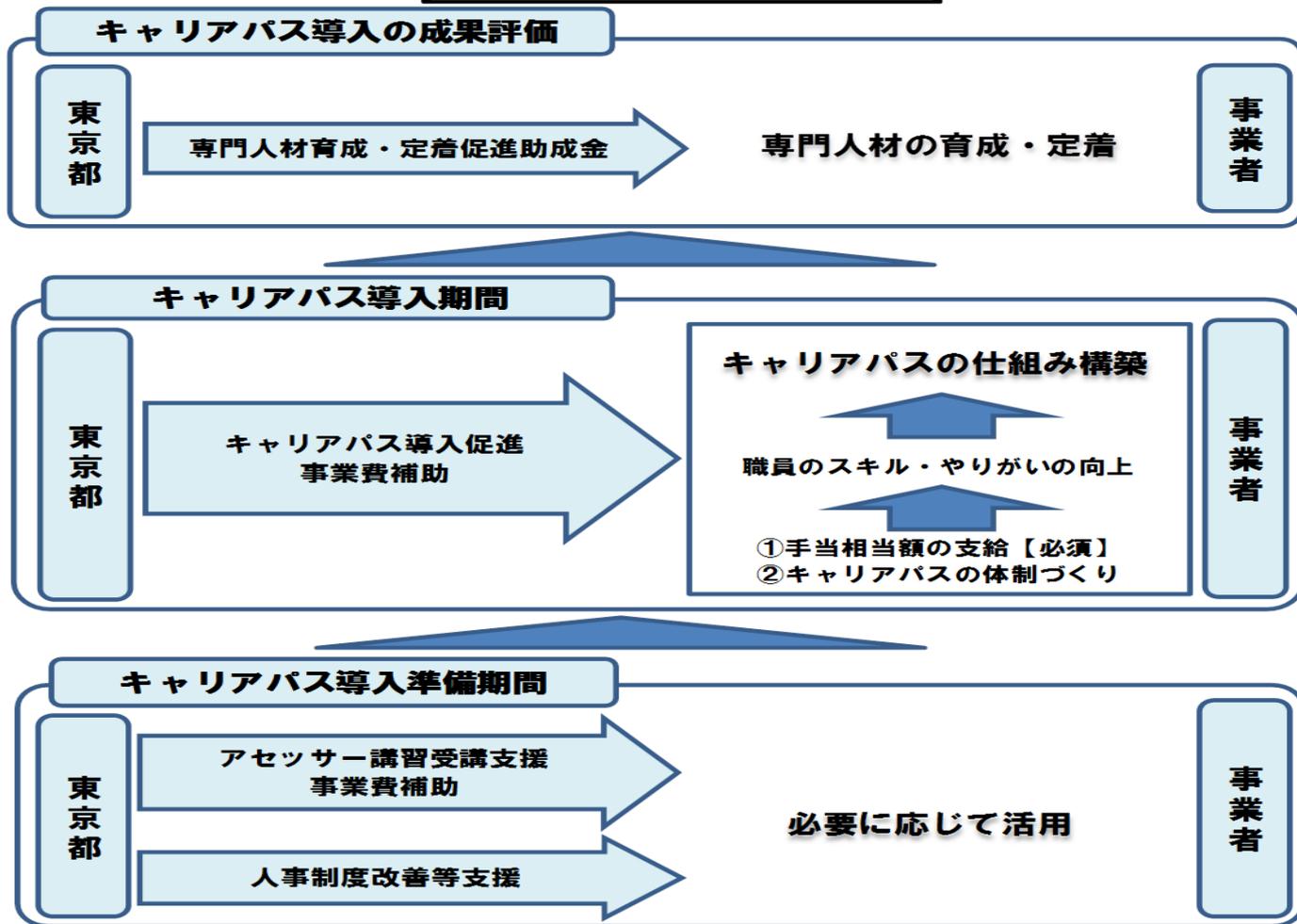
○あわせて、リーダー職員、新任職員を対象に、キャリアパスの導入や業務効率化に向けた研修を実施

## 【利用条件】

○キャリアパス導入促進事業補助金を申請していないこと

○30年度又は31年度に「評価者(アセッサー)講習」を職員に受講させ、アセッサーを輩出するよう努めること 等

事業概要図



【対象となる介護サービス事業の一覧(予定)】

サービスの種類	サービスの種類
訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
通所介護	(介護予防)認知症対応型通所介護
(介護予防)短期入所生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防)短期入所療養介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(介護予防)通所リハビリテーション	地域密着型通所介護
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人保健施設
夜間対応型訪問介護	介護医療院
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	介護療養型医療施設

※介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除く。